

岐阜県公報

第 五 百 十 九 号
令和 六 年 八 月 二 十 三 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 三四三^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 三四三

○保安林の解除をしようとする旨の通知

(同) 三四六

○道路の区域変更

(道路維持課) 三四六

○道路の供用開始

(同) 三四六

○土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 三四七

○土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三四八

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 三四八

規 則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県と畜場法施行細則（昭和二十九年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「関市食肉センター」を「中濃ミート事業協同組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾松田字道谷二三九の二、二三九の一七、二三九の一八、二四一の一
指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び本県市役
所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町大原字日向二八五七・二八六二（以上二筆について次の図に示す部分
に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字村家二四三の一（次の図に示す部分に限る。）、二四一、
二四二の一、二四二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内坂本字尾又三九九七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字大口洞一四五八

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字棚木五九九九の一、六〇一四の三、六〇一五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字棚木五九九九の一・六〇一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市武並町竹折字早曾洞一五七の二二二、一五七の二二五、一五七の二二六、長島町中野字横ヶ根二二五一の五七、二二五一の六〇、二二六九の二二八、二二六九の二二九、二二六九の二二四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
区域 変更 前後	敷地の幅員	区域 変更 前後	敷地の幅員
	（メートル）		（メートル）
延長	（メートル）	延長	（メートル）
	備考		備考
後	一〇・二 六・八	前	八・一 六・四
二五・〇		二五・〇	

岐阜県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
延長	（メートル）	延長	（メートル）
	供用開始の期日		供用開始の期日
備考	（区域の決定又は変更の告示年月日）	備考	（区域の決定又は変更の告示年月日）
	備考		備考
後	令和 六・八 三	前	令和 六・八 三
二五・〇		二五・〇	

岐阜県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 二百五十 六号	加茂郡白川町下佐見字鈴ヶ牧 二二三番二地先から 同 郡同 町同 字同 二二三番一地先まで			一四・三	令和 六・八・三	令和 三・三・九

岐阜県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 二百五十 六号	加茂郡白川町白山字道上二六 八七番一地先地内			二七・一	令和 六・八・三	令和 三・三・九

岐阜県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道 白下 川呂線	加茂郡白川町和泉字中街道一 二〇九番六地先から 同 郡同 町同 字同 二〇七番四地先まで			六四・〇	令和 六・八・三	令和 四・二・二五

岐阜県告示第三百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
梅谷 7	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

府中 2	不破郡垂井町府中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
敷原谷 2	不破郡垂井町敷原	次の図のとおり	土石流
中谷川 2	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
梅谷 7	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府中 2	不破郡垂井町府中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
敷原谷 2	不破郡垂井町敷原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白鳥南部地区	郡上市役所	令和六・八・二三から 同六・九・二四まで

令和六年八月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社